

漏水事故等に係る使用水量及び汚水排除量の認定事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市水道事業給水条例（昭和42年長野市条例第89号）、長野市水道事業給水条例施行規程（昭和43年長野市水道局管理規程第2号）、長野市公共下水道条例（昭和41年長野市条例第122号）、長野市公共下水道条例施行規程（平成6年長野市水道局管理規程第7号）、長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年長野市条例第36号）及び長野市戸別浄化槽の管理に関する条例（平成16年長野市条例第100号）の規定に基づく使用水量及び汚水排除量（以下「使用水量等」という。）の認定事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「使用水量等の減量認定」とは、長野市水道事業給水条例第25条の規定により計量された使用水量、長野市公共下水道条例第20条、長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第13条及び長野市戸別浄化槽の管理に関する条例第13条の規定により認定した汚水排除量を長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が減量して認定することをいう。

(適用の原則)

第3 使用水量等の減量認定は、使用水量等の増加の原因が給水装置の使用者又は公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽の使用者（以下「使用者」という。）の管理上の責めに帰すべきものである場合は、行わない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用水量等の減量認定の範囲等)

第4 使用水量等の減量認定は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置から漏水した場合
- (2) 管理者の責めに帰すべき原因により使用水量が増加した場合
- (3) 災害等により漏水し、使用水量が増加した場合
- (4) 地下漏水等で、使用者が善良な管理を行っていても発見できない状況にあったと管理者が認める場合
- (5) 受水槽のボールタップの故障により使用水量が増加した場合。（新たに警報装置を設置することを条件とし、初回に限る。）

2 前項の減量認定の適用期間は、2期とする。

(使用水量等の認定方法)

- 第5** 使用水量等の減量認定は、前年同期の使用水量等又は前2期平均の使用水量等（以下「実績使用水量」及び「実績汚水排除量」という。）に基づき算定する。
- 2 使用水量等の減量認定の基準は、別表のとおりとする。
- 3 管理者は、前2項の規定により減量認定することが適当でないと認めるときは、別に使用水量を認定するものとする。

(手続)

- 第6** 使用水量等の減量認定の手続は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第4第1項第1号及び第2号に該当する場合 水道維持課（北部、西部出張所含む。）又は水道整備課、浄水課（南部出張所含む）からの報告に基づき、減量認定を行う。
- (2) 第4第1項第3号に該当する場合 災害等の状況に応じ、管理者が別に定める。
- (3) 第4第1項第4号及び第5号に該当する場合 使用者から長野市上下水道局指定給水装置工事事業者又は長野市上下水道局排水設備指定工事店（以下「指定工事事業者」という。）の修繕証明を付した減免申請書（別記様式）の提出（第4第1項第5号に該当する場合は、警報装置の設置前後の写真添付）を求め、減量認定を行う。

(水道料金等の請求の特例)

- 第7** 使用水量等の増加の原因が指定工事事業者の責めに帰すべきものである場合は、管理者は、使用水量等の減量認定により減量した水量に係る水道料金又は公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽使用料に相当する額を当該指定工事事業者に請求することができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成5年9月1日から施行し、同日以後に申請又は報告のあった漏水事故等に係る使用水量等から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に申請又は報告のあった漏水事故等に係る使用水量等については、なお従前の例による。

(漏水事故等における使用水量の認定取扱基準等の廃止)

- 3 漏水事故等における使用水量の認定取扱基準（昭和46年6月19日施行）及び漏水事故等における使用水量の認定取扱基準の運用について（昭和53年2月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行し、同日以後に申請又は報告のあった漏水事故等に係る使用水量等から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に申請又は報告のあった漏水事故等に係る使用水量等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に豊野町の区域内において申請又は報告のあった漏水事故等に係る使用水量等の認定については、豊野町漏水事故等に係る使用水量及び汚水排除量の認定事務取扱要領（平成12年6月30日企業管理告示第1号）の例による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年長野市条例第15号）第4条第1項別表第1に定める長野市簡易水道事業の区域又は同条例第5条別表第2に定める長野市特定環境保全公共下水道事業、長野市農業集落排水事業及び長野市戸別浄化槽事業の内、戸隠、鬼無里区域において申請又は報告のあった漏水事故等に係る使用水量等の認定については、簡易水道事業における漏水事故等に係る使用水量の認定事務取扱要領（平

(漏水事故等に係る使用水量及び汚水排除量の認定事務取扱要領)

成17年1月1日施行)又は漏水事故等に係る汚水排除量の認定事務取扱要領(平成17年4月1日施行)の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5 関係)

区	分	減量認定の基準
使用水量	(1) 第4第1項第1号から第3号までに該当する場合	実績使用水量を認定水量とする。
	(2) 第4第1項第4号に該当する場合	次に掲げる方法により算出して得た水量のうち、いずれか少ない水量を認定水量とする。 ア 実績使用水量(20㎡に満たないときは20㎡)の2倍に相当する水量 イ 検針水量から実績使用水量を差し引いた水量の2分の1に、実績使用水量を加算して得た水量
	(3) 第4第1項第5号に該当する場合	検針水量から実績使用水量を差し引いた水量の2分の1に、実績水量を加算して得た水量とする。
汚 水 排 除 量		実績汚水排除量を認定排除量(16㎡に満たないときは、16㎡)とする。